

官報

号外 昭和三十三年三月二十五日

○第二十八回 衆議院會議録 第十九号

昭和三十三年三月二十五日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

糸樋安定特別会計法の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)

日本貿易振興会法案(内閣提出)

午後一時七分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。議員平岡忠次郎君より、ネパール国において開催のアジア社会党会議幹事会に出席のため、三月二十五日から四月五日まで十二日間請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

糸樋安定特別会計法の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)

出

○議長(益谷秀次君) 次に、内閣から、糸樋安定特別会計法の一部を改正する法律案に対し修正したいとの申し

出があります。右案に対する修正を承諾するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承諾するに決しました。

日本貿易振興会法案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、日本貿易振興会法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

日本貿易振興会法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長小平久雄君。

日本貿易振興会法案

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

日本貿易振興会法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 役員等(第八条—第二十条)

第三章 業務(第二十一条—第二十二條)

第四章 財務及び会計(第二十三条—第三十一条)

第五章 監督(第三十二条—第三十三條)

第六章 雑則(第三十四条—第三十七章)

罰則(第三十五条—第三十八條)

附則

第一章 総則

第一条 日本貿易振興会は、わが国の貿易の振興に關する事業を総合的かつ効率的に実施することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本貿易振興会(以下「振興会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 振興会の資本金は、二十億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律(昭和三十三年法律第 号)

第十条第四号の規定により、同法

第十一条第一項第四号に掲げる基金に充てるものとして、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項に規定する基金については、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律の定めるところによる。

(登記)

第五条 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければなら

ない。

2 前項の規定により登記しなければなら

ければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

三三三三

<p>(名称の使用制限)</p> <p>第六条 振興会でない者は、日本貿易振興会という名称を用いてはならない。</p> <p>(民法の準用)</p> <p>第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、振興会に準用する。</p>	<p>び副理事長が欠員のときはその職務を行ふ。</p> <p>4 監事は、振興会の業務を監査する。</p> <p>(役員の内命)</p> <p>第十条 理事長、副理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。</p> <p>2 理事は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。</p> <p>(役員の内命)</p> <p>第十一条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができ</p>	<p>(役員の内命)</p> <p>第十三条 通商産業大臣は、理事長、副理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。</p> <p>2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。</p> <p>第十四条 通商産業大臣は、理事長、副理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長、副理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。</p> <p>2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受け、これを解任することができる。</p>	<p>理事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可したときは、この限りでない。</p> <p>(代表権の制限)</p> <p>第十六条 振興会と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長又は副理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が振興会を代表する。</p> <p>(代理人の選任)</p> <p>第十七条 理事長は、振興会の理事又は職員のうちから、振興会の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第十八条 振興会に、運営審議会を置く。</p> <p>2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>3 運営審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。</p> <p>4 運営審議会は、委員十二人以内で組織する。</p>	<p>5 委員は、貿易に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。</p> <p>6 委員の任期は、二年とする。</p> <p>7 委員は、再任されることができ</p> <p>(役員等の秘密保持義務)</p> <p>第十九条 振興会の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。</p> <p>(役員及び職員の地位)</p> <p>第二十条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三章 業務</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第二十一条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 貿易に關する調査をし、及びその成果を普及すること。(意見に關するものを含む。)</p> <p>二 わが國の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。</p>
<p>(役員)</p> <p>第二章 役員等</p> <p>第八条 振興会に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。</p> <p>(役員の内命)</p> <p>第九条 理事長は、振興会を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、振興会を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。</p> <p>3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及</p>	<p>副理事長が欠員のときはその職務を行ふ。</p> <p>4 監事は、振興会の業務を監査する。</p> <p>(役員の内命)</p> <p>第十条 理事長、副理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。</p> <p>2 理事は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。</p> <p>(役員の内命)</p> <p>第十一条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができ</p>	<p>(役員の内命)</p> <p>第十三条 通商産業大臣は、理事長、副理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。</p> <p>第十四条 通商産業大臣は、理事長、副理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長、副理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。</p> <p>2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受け、これを解任することができる。</p>	<p>理事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可したときは、この限りでない。</p> <p>(代表権の制限)</p> <p>第十六条 振興会と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長又は副理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が振興会を代表する。</p> <p>(代理人の選任)</p> <p>第十七条 理事長は、振興会の理事又は職員のうちから、振興会の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第十八条 振興会に、運営審議会を置く。</p> <p>2 運営審議会は、理事長の諮問に</p>	<p>委員は、貿易に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。</p> <p>6 委員の任期は、二年とする。</p> <p>7 委員は、再任されることができ</p> <p>(役員等の秘密保持義務)</p> <p>第十九条 振興会の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。</p> <p>(役員及び職員の地位)</p> <p>第二十条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三章 業務</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第二十一条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 貿易に關する調査をし、及びその成果を普及すること。(意見に關するものを含む。)</p> <p>二 わが國の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。</p>

三 貿易取引のあつせんを行ふこと。

四 貿易に関する出版物の刊行及び頒布を行うこと。

五 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあつせんを行うこと。

六 貿易の振興に関する業務であつて、行政庁から委託を受けたもの。

七 前各号の業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 振興会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法)

第二十二條 振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十三條 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第二十四條 振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(貸借対照表、損益計算書及び決算報告書)

第二十五條 振興会は、毎事業年度経過後五月以内に、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、監事の意見を附して、通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十六條 振興会は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 振興会は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金金の認可)

第二十七條 振興会は、借入金をしよるとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十八條 振興会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債の保有
- 二 資金運用部への預託
- 三 銀行への預金又は郵便貯金
- 四 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十九條 振興会は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十條 振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするとき

は、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第三十一條 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十二條 振興会は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第三十三條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、振興会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書

を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第三十四條 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十四條、第二十七條又は第二十九條の認可をしようとするとき。
- 二 第二十五條又は第三十條の承認をしようとするとき。
- 三 第二十二條第二項、第二十九條又は第三十一條の通商産業省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第三十五條 第十九條の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十六條 第三十三條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした

振興会の役員又は職員を五万円以下
の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する
場合においては、その違反行為
をした振興会の役員又は職員を三
万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣
の認可又は承認を受けなければ
ならない場合において、その認
可又は承認を受けなかつたと
き。

二 第五条第一項の政令に違反し
て登記することを怠つたとき。

三 第二十一条第一項に規定する
業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八条の規定に違反して
業務上の余裕金を運用したと
き。

五 第三十二条第二項の命令に違
反したとき。

第三十八条 第六条の規定に違反し
た者は、一万円以下の過料に処す
る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。

(振興会の設立)

第二条 通商産業大臣は、第十条第

一項の例により、振興会の理事
長、副理事長又は監事となるべき
者を指名する。

2 前項の規定により指名された理
事長、副理事長又は監事となるべ
き者は、振興会の成立の時に
おいて、この法律の規定により、それ
ぞれ理事長、副理事長又は監事に
任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員
を命じて、振興会の設立に関する
事務を処理させる。

第四条 設立委員は、設立の準備を
完了したときは、遅滞なく、政府
に対し、出資金の払込の請求をし
なければならない。

2 設立委員は、出資金の払込があ
つた日において、その事務を附則
第二条第一項の規定により指名さ
れた理事長となるべき者に引き継
がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定に
より指名された理事長となるべき
者は、前条の引継を受けるとき
は、遅滞なく、政令で定めるところ
により、設立の登記をしなければ
ならない。

第六条 振興会は、設立の登記をす
ることによつて成立する。

(財団法人海外貿易振興会からの
引継)

第七条 昭和二十六年二月二十八日
に設立された財団法人海外貿易振
興会(以下この条において「財団法
人海外貿易振興会」という。)は、
振興会の成立の時に
おいて解散し、その一切の権利及び義務は、
その時において振興会が承継す
る。この場合においては、他の法
令中法人の解散及び清算に関する
規定は、適用しない。

2 振興会は、前項の規定により財
団法人海外貿易振興会の権利及び
義務を承継した場合において、そ
の資産の価額から負債の価額を控
除した残額に相当する金額は、資
本準備金として積み立てなければ
ならない。

3 附則第五条の規定により設立の
登記がなされたときは、登記官吏
は、職権で、財団法人海外貿易振
興会の解散の登記をし、その登記
用紙を閉鎖しなければならない。

(経過規定)
第八条 この法律の施行の際現に日
本貿易振興会という名称を使用し
ている者は、この法律の施行後六

月以内にその名称を変更しなけれ
ばならない。

2 第六条の規定は、前項に規定す
る期間内は、同項に規定する者に
は、適用しない。

第九条 振興会の最初の事業年度
は、第二十三条の規定にかかわら
ず、その設立の日始まり、昭和
三十四年三月三十一日に終るもの
とする。

第十条 振興会の最初の事業年度の
事業計画、資金計画及び取支予算
については、第二十四条中「毎事
業年度開始前に」とあるのは、「振
興会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の改正)
第十一条 登録税法(明治二十九年
法律第二十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十九条第七号中「社会福祉事
業振興会」の下に、「日本貿易振興
会」を、「社会福祉事業振興会法」
の下に、「日本貿易振興会法」を加
える。

(印紙税法の改正)
第十二条 印紙税法(明治三十二年
法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第六号ノ三の次に次の一
号を加える。

六ノ三ノ二 日本貿易振興会ノ
発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十三条 所得税法(昭和二十二年
法律第二十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三条第一項第十号中「私立学
校振興会」の下に、「日本貿易振興
会」を加える。

(法人税法の改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年
法律第二十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四条第三号中「社会福祉事業
振興会」の下に、「日本貿易振興
会」を加える。

(地方税法の改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年
法律第二百二十六号)の一部を次
のよう改正する。

第七十二条の四第一項第三号中
「社会福祉事業振興会」の下に、「日
本貿易振興会」を加える。

理由

貿易の振興に関する事業を総合的
かつ効率的に行うため日本貿易振興

会を設立し、その組織、業務、財務及び会計等に關し定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔小平久雄君登壇〕

○小平久雄君 たいだいま議題となりました日本貿易振興会法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

わが國貿易の発展、特に輸出の振興の重要性につきましては今さら申し上げるまでもないのであります。このため、従来より、輸出入取引の改善並びに輸出における金融上、税制上の優遇措置等々の諸施策を講ずるとともに、海外市場の調査、國際見本市への参加、広報宣伝等のいわゆる貿易振興事業につきましては、財団法人海外貿易振興会に補助金を交付して事業を実施させて参つたのであります。今後貿易の振興、國際收支改善の素地を作るためには、この貿易振興事業を飛躍的に拡充し、強力に推進する必要がありますのであります。この趣旨に従ひまして、貿易振興事業を総合的かつ効率的に実施し、なお、特に中小企業の貿易

振興に重点を置いて運営するための中枢機関として日本貿易振興会を設立すべく、本法案が提出されたのであります。次に、本案の要旨を簡単に御説明いたします。

第一に、日本貿易振興会の資本金は二十億圓とし、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律によつて政府が全額出資することでありませぬ。

第二は、振興会に役員を置くとともに、民間の創意を取り入れ、彈力的運営をはかるために、運営審議會を設置することでありませぬ。

第三に、振興会の業務は、貿易に關する調査及びその成果の普及、わが國の産業及び商品の紹介宣伝、貿易取引のあっせん、博覽會、見本市等の開催または参加等とすることでありませぬ。

第四は、振興会の事業計画、資金計画その他財務會計については通商産業大臣の認可または承認を受けるものとす。なお、その際、大蔵大臣との協議を要することでありませぬ。また、その他の必要な監督は通商産業大臣が行ふこととしております。

第五に、振興会は財団法人海外貿易振興会は一切の権利義務を包括承継することでありませぬ。

本案は、二月二十一日當委員會に付託され、二十七日提案理由の説明を聞きました後、翌二十八日より十回にわたり慎重審議を行い、三月二十日に質疑を終局いたしました。

かくして、本日、討論を省略して直ちに採決を行いましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決した次第であります。

引き続き、自由民主党並びに日本社会党共同提案による附帯決議案が提出され、田中武夫君の趣旨説明の後、こ

れにて御報告を終わります。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席國務大臣

通商産業大臣 前尾繁三郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 坊 秀男君

○朋誼を省略した報告

(通知書受領)

一、昨二十四日參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

警察法等の一部を改正する法律

国立競技場法

一、昨二十四日參議院議長から、國會において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

公營住宅法第六條第三項の規定に基き、承認を求めるの件

(常任委員辭任)

一、去る二十日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

西村 力弥君 長谷川 保君

法務委員

小島 徹三君 徳安 實藏君

長井 源君 横井 太郎君

秋田 大助君 遠藤 三郎君

小笠原三九郎君 高橋達之助君

大蔵委員

足立 篤郎君 有馬 英治君

遠藤 三郎君 中山 榮一君

平野 三郎君 山手 満男君

阿部 五郎君 小泉 純也君

戸塚九一郎君 長井 源君

南條 徳男君 宮澤 胤男君

早稲田柳右衛門君

文教委員 渡海元三郎君 星島 二郎君

社会労働委員 長谷川 保君 西村 力弥君

農林水産委員 神田 大作君 川俣 清吉君

商工委員 戸塚九一郎君 日野 吉夫君

山手 満男君

運輸委員 小泉 純也君 早稲田柳右衛門君

足立 篤郎君 平野 三郎君

通信委員 秋田 大助君 高橋達之助君

南條 徳男君 星島 二郎君

栗山 博君 小島 徹三君

渡海元三郎君 中山 榮一君

永田 亮一君 横井 太郎君

予算委員 小笠原三九郎君 永井勝次郎君

決算委員 小笠原三九郎君 徳安 實藏君

官報 (号外)

一、昨二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

運輸委員 河野 金昇君
建設委員 逢澤 寛君
(常任委員補欠選任)

一、去る二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

長谷川 保君 西村 力弥君
法務委員

秋田 大助君 小笠原三九郎君
遠藤 三郎君 高崎達之助君

小島 徹三君 長井 源君
徳安 實藏君 横井 太郎君

大蔵委員

早稲田柳右馬君 宮澤 胤勇君
長井 源君 南條 徳男君

小泉 純也君 戸塚九一郎君
神田 大作君 平野 三郎君

山手 満男君 遠藤 三郎君
中山 榮一君 有馬 英治君

文教委員

星島 二郎君 渡海元三郎君
社会労働委員

西村 力弥君 長谷川 保君
農林水産委員

阿部 五郎君 日野 吉夫君

商工委員

山手 満男君 永井勝次郎君

戸塚九一郎君
運輸委員

平野 三郎君 足立 篤郎君
早稲田柳右馬君 小泉 純也君

通信委員

小島 徹三君 横井 太郎君
中山 榮一君 渡海元三郎君

永田 亮一君 秋田 大助君
星島 二郎君 南條 徳男君

栗山 博君 高崎達之助君
川俣 清吾君

決算委員

徳安 實藏君 小笠原三九郎君

一、昨二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

運輸委員 逢澤 寛君
建設委員 河野 金昇君
(議案提出)

一、去る二十日委員長から提出した議案は次の通りである。

衆議院事務局職員定員規程案(議院運営委員長提出)

一、去る二十日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和三十三年度一般会計予算補正(第3号)

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第5号)
一、昨二十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

学校教育法等の一部を改正する法律案
学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
下水道法案
(議案受領)

一、去る二十二日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案
法律案

一、昨二十四日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

企業担保法案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

分収造林特別措置法案
(議案付託)

一、去る二十日委員会に付託された議案は次の通りである。

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号)
法務委員会 付託

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(野澤清人君外七名提出、衆法第八号)
社会労働委員会 付託

昭和三十三年度一般会計予算補正(第3号)
昭和三十三年度特別会計予算補正(特第5号)

以上二件 予算委員会 付託
放射線障害防止の技術的基準に関する法律案(内閣提出第一四一号)

科学技術振興対策特別委員会 付託

一、去る二十二日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外二名提出、参法第四号)(予) 文教委員会 付託

一、昨二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

企業担保法案(内閣提出第七〇号)
(参議院送付) 法務委員会 付託

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三号)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一四四号)

以上二件 文教委員会 付託
下水道法案(内閣提出第一四六号)

建設委員会 付託
一、昨二十四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

分収造林特別措置法案(内閣提出第一四五号)(予)
農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

日本育英会法の一部を改正する法律案
漁業制度調査会設置法案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の二部を改正する法律案
食糧管理特別会計における資金の設

置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法案
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

一、去る二十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

(野澤清人君外七名提出)
(議案通知書受領)

一、昨二十四日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
警察法等の一部を改正する法律案

国立競技場法案

一、昨二十四日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるとの件

(議案撤回承諾及び通知)

一、去る二十日本院は次の内閣提出案の撤回を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。
内政省設置法案(第二十四回国会内閣提出、本院継続審査)

内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(第二十四回国会内閣提出、本院継続審査)

(議案修正承諾要求書受領)

一、昨二十四日内閣から糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案の修正につき、本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。

(質問書提出)

一、昨二十四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

一、国鉄労働組合新潟地方本部管内の不当労働行為の実態に関する質問主意書(石田有全君提出)
(答弁書受領)

一、去る二十日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員松平忠久君提出日本住宅公団の土地買収に関する質問に対する答弁書

日本住宅公団の土地買収に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
提出者 松平 忠久
衆議院議長益谷秀次殿

日本住宅公団の土地買収に関する質問主意書

衆議院議長益谷秀次殿

一、日本住宅公団の土地買収事務に關して公団職員と土地ブローカーとの間に、とかくのいまわしい不正事件ありとするうわさがあるが、公団が土地買収を行う場合の手続上について、不正を生じやしないような不備があるのではないか。

買収手続について、公団発足以来の買収状況の概要について説明を願いたい。

二、利害関係があるため不正の行為が生じやすいと思われる。その防止のため完全な手を打つておられるか。また将来改善の余地ありと考えておられるか所信を承りたい。

三、そく聞するところによれば、公団の職員が土地業者と結託して買収にからんで多大なりべとを取つたり、公団内部の情報を流して謝礼を取つている者や、また分譲住宅にからんで謝礼を要求している者もあるやに聞き及んでいる。現に例をあげれば、公団総裁の秘書と称する速水雅典君なるものは、分譲住宅を種に多大な供応を受けたあげく謝礼を強要している事実があるという。かかる不正をなかば公然とやつているような不

心得の公団職員の取締について、政府はいかなる措置をとつておるか。その所信を承りたい。
右質問する。

昭和三十三年三月二十日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員松平忠久君提出日本住宅公団の土地買収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松平忠久君提出の日本住宅公団の土地買収に関する質問に対する答弁書

一 公団においては土地取得の公正を期しあわせて関係職員の不正を防止するため、公団本所及び各支所に公団幹部職員をもつて構成する土地等評価審議会を設け、価格の当否及び土地の適否等について調査審議し、その結果に基づいて契約を締結している。
公団発足以来昨年十二月末までに取得した住宅建設用地は約百三十七万坪であるが、このうち不動産業者のあつせんによるものは約十八万坪(約十四パーセント)で、その他は国、地方公共団体、地主等から直接買収したものである。

業者の仲介によるものとはもとより、民間購入の場合はいずれの場合においても担当部課における申込書の書面審査、現地調査及び価格等の検討を経て、前記審議会に附議し、その決定を得て買収したものである。

二 公団においては、不正行為の防止を図るため、前号の措置の外、内部監査の実施及び担当職員の適時交替等の方法を講じているが、今後は、更に土地完済申込に対する処理を一層公正綿密に行うと共に仲介者に対する報酬等の基準及び支払方式についても至急検討を加えて改善を図るよう致したい。

三 政府においては平素から公団職員の不作為の未然防止の観点から監査等を通じ指導監督を行つては、速やかに調査を行い、仮りにそのような事実があつた場合には、公団をして相当の処置をとるよう致させる所存である。
右答弁する。

衆議院會議録第十八号中正誤

ページ 行 誤 正

三五 五 不明確で、不明確で、

三六 四 三 察活動 察活動

昭和三十三年三月二十五日 衆議院會議録第十九号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(毎七頁紙社二十円)
(送料別)

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(三三)一五